

参考資料

洞爺湖町議会令和6年3月会議
参 考 資 料

○介護保険料の段階別比較

- ・第 8 期保険料（基準月額 6,000 円）
- ・第 9 期保険料（基準月額 6,200 円）

段 階	対 象 者	保 険 料 率	保 険 料（年額）	
			第 8 期	第 9 期
第 1 段階	本人が生活保護受給者又は本人が老齢福祉年金受給者若しくは課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下で世帯全員が住民税非課税	基準額×0.285 【第 9 期】	21,600 円	21,200 円
第 2 段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額が 80 万円を超え 120 万円以下	基準額×0.485 【第 9 期】	36,000 円	36,100 円
第 3 段階	世帯全員が住民税非課税で上記段階以外	基準額×0.685 【第 9 期】	50,400 円	51,000 円
第 4 段階	本人が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額が 80 万円以下かつ他の世帯員が住民税課税	基準額×0.83	59,800 円	61,800 円
第 5 段階	本人が住民税非課税で他の世帯員が住民税課税かつ第 4 段階以外	基準額	(月額 6,000 円) 72,000 円	(月額 6,200 円) 74,400 円
第 6 段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 120 万円未満	基準額×1.25	90,000 円	93,000 円
第 7 段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満	基準額×1.3	93,600 円	96,700 円
第 8 段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満	基準額×1.53	110,200 円	113,800 円
第 9 段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満【改正】	基準額×1.7	122,400 円	126,500 円
第 10 段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満【新設】	基準額×1.9	同 上	141,400 円
第 11 段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満【新設】	基準額×2.1	同 上	156,200 円
第 12 段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満【新設】	基準額×2.3	同 上	171,100 円
第 13 段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 720 万円以上【新設】	基準額×2.4	同 上	178,600 円

※ 第 1 段階から第 3 段階の年額保険料は、負担軽減措置により国・道・町の公費を充てることで軽減されています。